

資料２「船橋市における小規模保育事業Ａ型の施設整備及び運営等に関する補助金（令和７年４月１５日現在）」

下記に記載した各補助制度の概要は、令和７年４月１５日現在の内容です。

今後、国の制度改正や市の施策の変更等に伴い各補助制度の内容も変更となる場合があります。

なお、国庫補助の活用を伴う補助にかかる対象経費や補助額の算定等に関する取扱いについては、各国庫補助の例によります。

（１）小規模保育事業建物改修費等補助金

※詳細に関しては、資料１１「船橋市民間保育所等建物改修費等補助金交付要綱」をご確認ください。

①対象経費

賃貸物件または自己所有物件において小規模保育事業Ａ型を整備する場合に必要な、建物の改修及び内装整備に係る費用等。

施設整備費	小規模保育事業所の設置に必要な建物の改修、内装整備に係る経費
設備整備費	保育に必要な物品（備品台帳等で適切に管理できるものに限り、消耗品を除く。以下同じ。）で、次のいずれかに掲げるものの購入に係る経費（定員数に２００，０００円を乗じた額を上限とする。）。 （１）１万円以上の物品 （２）１万円未満の物品で、通常の使用による耐用年数が１０年（主として金属製のものは１５年）以上のもの （３）その他、子どもの健康や安全、発達や教育のために備えることが必要と認められる物品
建物賃借料	開所前の改修等期間（改修等工事に着手した月から開所までの間をいう。）の建物賃借にかかる経費（共益費、管理費及び礼金を含む。）。ただし、次の各号に掲げる場合を除く。 （１）賃借する建物の所有者又は貸主が、設置者（法人である場合は経営担当役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）を含む）の親族又は寄付者等、設置者と密接な関係にある場合 （２）賃借する建物の貸主が、建物の所有者と同一でない場合

※次の経費は、補助の対象としない。

設計及び設計監理に要する経費、土地の買収及び整地に要する経費、外構・造成工事に要する経費、既存建物の買収に要する経費、既存施設の破損や老朽化に伴う改修・修繕等に要する経費、職員の宿舍に要する経費、敷金及び保証金、その他整備費として適当

と認められない経費

②補助額

対象経費に補助率を乗じた額。ただし、1施設あたりの補助の上限は、下表の定員区分に応じた補助基準額に補助率を乗じた額とする。

下記の補助基準額については国の令和 7 年度予算案の数字であるため、正式決定されたものではないが、応募に際し資金計画を立てる際には下記単価で補助額を見込むこと。

定員	補助基準額
1 事業所あたり	25,972,000円

③補助率

3／4 （千円未満切り捨て）

④その他

補助金の交付を受けて開設した小規模保育事業A型を廃止した場合、運営した期間に応じて交付した補助金を返還していただく場合があります。

【参考】基準上必要となる設備一覧

必要な設備項目	根拠
保育に必要な用具	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準
医薬品	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準
備え置くべき帳簿の保管庫	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準
消火器等非常災害に必要な設備	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準
調理設備	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準
静養できる機能の為の備品	船橋市小規模保育事業の認可に関する審査基準
調乳設備	船橋市小規模保育事業の認可に関する審査基準
沐浴設備	船橋市小規模保育事業の認可に関する審査基準
洗濯設備	船橋市小規模保育事業の認可に関する審査基準
検食用冷凍保存庫	船橋市小規模保育事業の認可に関する審査基準
食品保管庫	船橋市小規模保育事業の認可に関する審査基準

（２）運営費補助（小規模保育事業部分）

※詳細に関しては資料 1 2「船橋市小規模保育事業運営費補助金交付要綱」をご確認ください。

船橋市では、小規模保育事業の費用負担軽減の為、予算の範囲内で運営費の補助を行っています。

当該補助金に関しましては、設置計画の内容に基づき、船橋市で算出した概算額にて資金計画を作成していただきます。概ね計画が完成した段階で、船橋市保育運営課にお問い合わせください。